

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：福岡県南広域水道企業団

令和8年6月29日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7 %
全職員	74.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	— %
課長相当職	— %
課長補佐相当職	— %
主査相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	92.4 %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・育児休業中の職員は、育児休業中は無給となるため人数・給与額算定の対象外としています。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち女性職員数の占める割合は11.5%と低く、年齢の分布も偏っているため、給与の差異が生じています。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、暫定再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）です。勤務時間が短く給与額が低い会計年度任用職員（パートタイム）に女性職員が多いため、給与の差異が生じています。
- ・2. (1) 課長相当職及び課長補佐相当職は、該当する女性職員が1人であるため、「—」と記載しています。その他については、女性職員が存在しないため「—」と記載しています。
- ・2. (2) 「26～30年」の女性職員の割合は33.3%であり、男性職員に管理職手当の受給者が多いことから給与の差異が生じています。
- ・2. (2) 「6～10年」は、該当する女性職員が1人であるため、「—」と記載しています。その他については、女性職員が存在しないため「—」と記載しています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16.7 %

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員のうち女性職員数の占める割合は11.5%と低く、年齢分布も偏っているため、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合も低くなっています。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部長相当職	— %
課長相当職	25.0 %
課長補佐相当職	14.3 %
主査相当職	— %

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員のうち女性職員数の占める割合は11.5%と低く、年齢分布も偏っているため、各役職段階にある職員に占める女性職員の割合も低くなっています。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	— %	— %	— %	— %
1月超3月以下	— %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	— %	— %	— %	— %
24月超	— %	— %	—	—

【説明欄】

・ 男性、女性ともに対象となる職員がいなかったため、「—」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
管理職以外の職員	5.4 時間/月

【説明欄】

・管理的地位にある職員（課長級以上）、暫定再任用職員及び会計年度任用職員を除く職員を対象として算出しています。